

みやぎICT教育推進会議設置要綱

(設置)

第1 「みやぎICT教育推進計画」(平成19年3月宮城県教育委員会策定)に基づき、本県のICT教育の統一的な推進に必要な調査、研究等を行うため、みやぎICT教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 教育の情報化に係る調査・研究に関すること。
- (2) 教育の情報化に係る産・官・学・民の連携及び普及啓発に関すること。
- (3) その他本会に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 推進会議は、別表1に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 2 推進会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は推進会議の事務を統括し、推進会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(プロジェクト委員会)

第4 推進会議に第2の所掌事務について調査、研究等を行わせるため、当該各号に掲げるプロジェクト委員会を置く。

- (1) ICT小学校教育プロジェクト委員会
 - (2) ICT中学校教育プロジェクト委員会
 - (3) ICT高等学校教育プロジェクト委員会
- 2 プロジェクト委員会は、別表2に掲げる者(以下「プロジェクト委員」という。)をもって組織する。
- 3 プロジェクト委員会にプロジェクト委員長及びプロジェクト副委員長を置き、プロジェクト委員の互選により選出する。

(会議)

第5 推進会議の会議は委員長が、プロジェクト委員会の会議はプロジェクト委員長が、それぞれ必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 教育長は、必要に応じて、推進会議又はプロジェクト委員会にICTに係る学識経験者を招請し、意見等を聞くものとする。

(事務局)

第6 推進会議及びプロジェクト委員会の庶務は、教育庁高校教育課が行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。